

質問に対する回答について
(令和7年度グリーンスローモビリティ実証実験等外出促進検討業務)

令和7年3月27日

提出されました質問について、次のとおり回答します。

番号	質問	回答
1	・実施要領 P7 「9 プレゼンテーション」について ・説明の際に企業名は伏せるとのことですが、担当者名も伏せる必要がありますでしょうか。	担当者名は伏せる必要ありません。
2	・実施要領 P12 「別表4」 ・類似業務について実施要領内で明記がありませんが、本業務の仕様書等の記載を踏まえ、提案者側で定義してよいという理解で宜しいでしょうか。	御認識の通りです。
3	・要求水準書 「7 業務内容 7.2」について ・GSMの実証実験に係る直接経費として、発注者側でどのような費目をどの程度の金額で見込んでおられるか、ご教示をお願いいたします。また、業務着手後に、直接経費に関して発注者側で見込まれている金額と実際に掛かる金額に乖離が生じた場合、実験規模の見直しや契約変更を行うという理解で宜しいでしょうか。	具体的な金額については、回答しかねます。 計上している費目については、車両購入費（レンタル）、充電費用、充電設備設置費用、駐車場費用、労務費（運転手）、広告費・モビリティ普及宣伝費、乗車実績測定費（スマホレンタル料+利用実態調査費）、その他経費を計上しております。 提案に際しては、予算の上限額を設定しているため、直接経費の見込みも含めて実施可能な運行内容の設定を行ってください。
4	・要求水準書 「7 業務内容 7.2」について ・7.2.1について、会議の主催者及び関係者との合意形成の責任主体は発注者であるという認識で宜しいでしょうか。	御認識の通りです。
5	・要求水準書 「7 業務内容 7.2」について ・7.2.1について、実験地区との打合せについては、既に回数等の予定が決まっていますでしょうか。それとも提案者側からの提案余地がありますでしょうか。	回数等の予定は決まっておりません。
6	・要求水準書 「7 業務内容 7.2」について ・7.2.3について、プロポーザル段階で運転手を輩出する交通事業者との直接的な調整が難しい状況の中、不確定要素が大きいため、業務着手後に提案者側で想定した直接経費の範囲内では運行に係る業務委託が困難なケースも想定されます。直接経費が想定以上に膨らむ場合や、運転手の輩出が難しいケースなど、受注者・発注者が現時点で想定できない不測の事態が発生した場合、仕様書で規定されている実験内容の再設定（例えば、実験期間や運行日・時間の縮小等）や契約金額の見直しの余地はありますか。	不測の事態が生じた場合には、受発注者間で協議を行い実験規模の見直しや契約変更等を含めた必要な対応を行います。
7	・要求水準書 「7 業務内容 7.2」について ・7.2.3について、実証運行の責任主体は発注者であり、受注者は発注者の指示に基づき、業務契約の範囲内で対応可能な事項へ対応するとの理解で宜しいでしょうか。また、事故やクレーム等が発生した場合に、受注者が発注者に代わって地元調整や事故対応等の責任を負う行為を行う必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	責任主体は発注者であり、発注者の責任の範囲内における地元調整等を受注者が代行することは想定しておりません。 一方で、事故等により、人やモノに損害を与えた場合の責任については、保険の加入も含め、受注者の責任のもと対応してください。
8	・要求水準書 「7 業務内容 7.2」について ・7.2.3について、運行時間帯以外の連絡・問合せが発生する場合（例えば、交通事業者や実験地区の協力者等）については、翌運行日に確認・対応することで問題ないでしょうか。運行時間帯以外の連絡・問合せ対応に係る受注者側の拘束は生じないという認識で宜しいでしょうか。	御認識の通りです。
9	・要求水準書 「8 成果品」について ・パブリックコメント用要約資料が含まれていますが、業務項目上どこと紐づくのでしょうか。	7.1（仮称）再構築ガイドラインの策定の7.1.1骨子案の具体化に紐づくものです。